

碧南市景色づくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 碧南市景観計画（案）を作成するため、碧南市景色づくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 景観計画（案）の作成に関し、必要な事項を調査及び協議すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体を代表する者
 - (3) 公募市民
 - (4) その他市長が適当と認める者
- 2 前項に規定する者のほか、専門的知識を有するものを顧問として委嘱もしくは任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は景観計画（案）が作成されるまでの期間とする。

(委員長、副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は市長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又はかけたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に専門的事項を調査及び検討するため、碧南市景色づくり作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。
- 3 前項に規定する者のほか、専門的知識を有するものを部会員に任命することができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は、部員のうちから市長が指名する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 6 部会長は、調査及び検討した結果を委員会に報告する。

(説明等の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 委員会及び部会の庶務は、建設部都市計画課において行う。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。